

2014年4月18日

厚生労働大臣
田村 憲久 殿

全国金融労働組合連合会
中央執行委員長 松木 静雄

要 請 書

労働環境等の改善に向けた貴省のご努力に敬意を表します。

昨年成立した改正高年齢者雇用安定法は、その施行より1年経たずに経営側よりその法趣旨を逸脱する動きがみられます。

また国会に提案されている労働者派遣法改悪により、直接雇用の原則の例外としての「派遣労働」が「生涯ハケン」をも可能となり、その影響が労働者全体にも及ぶことは必至です。

ところで、政府は「経済特区」を設け、その中で様々な規制緩和を行おうとし、対象企業に制限はあるものの、解雇自由、労働時間規制無し、残業代ゼロ等を認めるものとなっており、これも労働者にとって不利な条件となりかねませんし、また日本全国へこのルールを拡大するための足がかりとする危険性もあります。労働者を守る労働組合としてこれらを看過することはできず、これら「規制緩和策」に反対します。

私たちは、「世界で一番働きやすい国の実現」と、金融労働者の過酷な労働環境の改善に向けて、下記事項の実現を要請します。

記

1. 改正高年齢者雇用安定法の趣旨に沿って、希望者全員の65歳までの雇用継続と安定した賃金・労働条件の確保を行うよう指導すること。
 - ① 再雇用者が安定した生活が出来るよう、劣悪な労働条件改善を図るよう指導すること。
 - ② 就業規則の解雇条項を悪用し、再雇用を拒否するような企業に対して改善するよう指導すること。
 - ③ 2025年度まで選別基準を認めるような「経過措置」を廃止すること。
 - ④ 正規・非正規の区別なく全労働者が対象となるよう指導すること。
2. 早朝を含め賃金不払い残業に対する各金融機関への指導を一層強化すること。併せて、昨今の金融機関の長時間労働是正に背を向ける、就業時間の延長はもとより、慢性残業・休日出勤の改善や年次有給休暇の取得促進を図る等、総実労働時間の短縮に向けた指導を行うこと。
3. 「労働者が安心して働き続けられることができる社会を実現する」という、「労働契約法」「労働者派遣法」の本来の趣旨を踏まえ、非正規労働者の雇用確保・差別是正に向けた指導を行なうこと。
4. 急増する過労死やメンタル不全などを防ぐため、長時間過密労働やパワーハラスメント等の解消をすすめる、労働者の心身両面にわたる健康保持を具体的に図ること。
5. 渡島信金、網走信金、小樽信金、武生信金、メットライフアリコ、ステートストリート信託銀行、アメックス、愛知県中央信組、大同信組等争議の解決に向けて指導すること。

以 上